



栃木県公報

平成30(2018)年
6月22日(金)
第2997号

目 次

告 示

○自衛官及び自衛官候補生の募集期間…………… 547
 ○自衛官及び自衛官候補生の採用試験の試験期日等…………… 547
 ○予定保安林…………… 548
 ○道路の供用開始…………… 549
 ○土地区画整理組合の解散の認可…………… 550

公 告

○都市計画決定図書の写しの縦覧…………… 550

雑 報

○平成29年度栃木県市町村職員共済組合決算の要旨…………… 550

選挙管理委員会

○不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更…………… 552

人事委員会

○平成30(2018)年度栃木県職員(高校卒業程度)採用試験及び小中学校事務職員(高校卒業程度)採用試験並びに栃木県職員(資格・免許職)採用試験〔栄養士〕の実施…………… 553

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)…………… 556
 ○落札者等の公示…………… 559
 ○同…………… 559

告 示

栃木県告示第339号

平成30(2018)年度における2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条(同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成30(2018)年6月22日

栃木県知事 福田 富一

募 集 種 目	募 集 期 間
自衛官候補生(男子・女子)	平成30(2018)年7月1日(日)～同年9月7日(金)
一般曹候補生	
航空学生	

栃木県告示第340号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項(同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称(以下「試験期日等」という。)を次のとおり定めたので告示する。

平成30 (2018) 年 6 月 22 日

栃木県知事 福 田 富 一

募 集 種 目	試 験 期 日	試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
自衛官候補生 (男子・女子)	平成30 (2018) 年 9 月 15 日 (土)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地
	平成30 (2018) 年 9 月 16 日 (日)		
	平成30 (2018) 年 9 月 29 日 (土)		
	平成30 (2018) 年 9 月 30 日 (日)		
	平成30 (2018) 年 10 月 6 日 (土)	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号
	平成30 (2018) 年 10 月 7 日 (日)		
平成30 (2018) 年 10 月 8 日 (月)			
一般曹候補生	1次 平成30 (2018) 年 9 月 22 日 (土) 平成30 (2018) 年 9 月 23 日 (日)	宇都宮地方合同庁舎	宇都宮市桜5丁目1番13号
		白鷗大学東キャンパス	小山市駅東通り2丁目2番2号
	2次 平成30 (2018) 年 10 月 13 日 (土)、同月14日 (日)のうち指定された日	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地
航空学生	1次 平成30 (2018) 年 9 月 17 日 (月)	宇都宮地方合同庁舎	宇都宮市桜5丁目1番13号

備考

- 1 航空学生の2次試験に係る試験期日等については、1次試験の合格者に対し別途通知する。
- 2 航空学生の3次試験に係る試験期日等については、2次試験の合格者に対し別途通知する。

(市町村課)

栃木県告示第341号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30 (2018) 年 6 月 22 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市板荷字沼ノ入1577、1578、1580、1583、1584、字広平1585-3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字沼ノ入1577・1578・1584・字広平1585-3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）所在の森林
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市久野字落ノ沢1160、1356から1358まで、1366、1379-2から1379-4まで、1379-6、1380-1、1380-2、1380-4から1380-9まで、1380-11から1380-15まで、1381-1から1381-3まで、1382-1、1382-3から1382-6まで、1382-8、1382-9、1383-1から1383-3まで、1384、1385-1、1385-3、1386-2から1386-5まで、1387-1から1387-9まで、1387-11、1387-12、1388、1389、1391、字関口台1348-1、1349、1349-2、1350、1351(次の図に示す部分に限る。)、1351-2、1351-3、字柴羽ノ沢1379-1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

III

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市引田字大落2861-2、字竈倉2862-2から2862-4まで、2863-1、2864、字下原2867-1、2867-2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字竈倉2862-2・2864(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第342号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30(2018)年6月22日から同年7月23日まで一般の縦覧に供する。

平成30(2018)年6月22日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
50	主 要 地 方 道 藤 岡 乙 女 線	栃木市藤岡町赤麻字北原東中1263-1 から 栃木市藤岡町赤麻字前原3603-1 まで	平成30 (2018) 年 6 月 22 日
50	主 要 地 方 道 藤 岡 乙 女 線	栃木市藤岡町富吉字戸崎1480-1 から 栃木市藤岡町富吉字戸崎1508-2 まで	平成30 (2018) 年 6 月 22 日
172	一 般 県 道 上 田 壬 生 線	下都賀郡壬生町大字国谷字三本木2261-2 から 下都賀郡壬生町大字国谷字三本木2261-3 まで	平成30 (2018) 年 6 月 22 日
221	一 般 県 道 国谷家中停車場線	下都賀郡壬生町大字福和田1106-1 から 下都賀郡壬生町大字上稲葉1087-4 まで	平成30 (2018) 年 6 月 25 日

(道路保全課)

栃木県告示第343号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、宝積寺中坂上土地区画整理組合の事業の完成による解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30 (2018) 年 6 月 22 日

栃木県知事 福 田 富 一
(都市計画課)

公 告

○都市計画決定図書の写しの縦覧

佐野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成30 (2018) 年 6 月 14 日に決定した、足利佐野都市計画土地区画整理事業（駅南公園西土地区画整理事業）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県国土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 6 月 22 日

栃木県知事 福 田 富 一
(都市計画課)

雑 報

○栃木県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年 9 月 8 日法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2並びに栃木県市町村職員共済組合定款（昭和37年11月8日認可）第5条の規定に基づき、平成29年度決算の要旨を公告する。

平成30 (2018) 年 6 月 22 日

栃木県市町村職員共済組合
理事長 星 野 光 利

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分		短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健
収	負担金	5,018,090	14,343,684	750,128	80,019		196,430	217,830
	掛金	5,012,157		750,120				213,159
	組員保険料		8,912,638					
	利息及び配当金	157				57,389	209	155
入	その他の収入	713,010					93,527	

	前年度支払準備金	740,330							
	計	11,483,744	23,256,322	1,500,248	80,019	57,389	290,166	431,144	
支 出	給付	4,583,710							
	役職員給与						115,588	3,544	
	旅費・事務費						15,948	763	
	支払利息					57,389			
	前期高齢者納付金	2,736,601							
	後期高齢者支援金	2,040,969							
	病床転換支援金	11							
	老人保健拠出金	30							
	退職者給付拠出金	118,342							
	介護納付金	909,100							
	連合会払込金・拠出金	586,495						117,385	4,248
	掛金・負担金払込金		14,343,684	1,500,248	80,019				
	組合員保険料払込金		8,912,638						
	その他の支出	50,655						60,405	430,164
次年度支払準備金	717,083								
計	11,742,996	23,256,322	1,500,248	80,019	57,389	309,326	438,719		
差引当期利益金又は 当期損失金(△)		△259,252	0	0	0	0	△19,160	△7,575	

(単位：千円)

経理区分		貯金	貸付	物資	財形
収 入	負担金				
	掛金				
	組合員保険料				
	利息及び配当金	739,277			1
	その他の収入		87,863	44,028	
	前年度支払準備金				
	計	739,277	87,863	44,028	1
支 出	給付				
	役職員給与	3,321	6,270	3,547	
	旅費・事務費	657	1,219	787	
	支払利息	671,533	55,971	1,939	
	前期高齢者納付金				
	後期高齢者支援金				
	老人保健拠出金				
	退職者給付拠出金				
	介護納付金				
	連合会払込金・拠出金		3,934		
	掛金・負担金払込金				
	組合員保険料払込金				
	その他の支出	1,536	2,869	4,259	
次年度支払準備金					
計	677,047	70,263	10,532	0	
差引当期利益金又は 当期損失金(△)		62,230	17,600	33,496	1

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	経過的長期 預託金管理	業務	保健
------	----	--------	-------	-------	----------------	----	----

資 産	流動資産	1,815,082	1,473,183	101,323	770	181,221	607,263	514,788
	固定資産					2,637,400	14,456	488
	資 産 合 計	1,815,082	1,473,183	101,323	770	2,818,621	621,719	515,276
負 債	流動負債	58,592	1,473,183	101,323	770		4,650	28,244
	固定負債	717,083				2,818,621	103,972	1,054
	負 債 合 計	775,675	1,473,183	101,323	770	2,818,621	108,622	29,298
純 資 産	資本剰余金						20,889	
	利益剰余金	1,039,407					492,208	485,978
	純 資 産 合 計	1,039,407	0	0	0	0	513,097	485,978
負債・純資産合計		1,815,082	1,473,183	101,323	770	2,818,621	621,719	515,276

(単位：千円)

経 理 区 分		貯 金	貸 付	物 資	財 形
資 産	流動資産	640,217	156,854	489,076	2,155
	固定資産	47,433,798	3,332,937	413	
	資 産 合 計	48,074,015	3,489,791	489,489	2,155
負 債	流動負債	44,944,799	195	949	
	固定負債	187	2,508,163	100,194	
	負 債 合 計	44,944,986	2,508,358	101,143	0
純 資 産	資本剰余金				
	利益剰余金	3,129,029	981,433	388,346	2,155
	純 資 産 合 計	3,129,029	981,433	388,346	2,155
負債・純資産合計		48,074,015	3,489,791	489,489	2,155

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり名称等の変更があったので告示する。

平成30（2018）年6月22日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

施設の名称の変更

施 設 の 名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人清友会 特別養護老人ホーム やすらぎの里、大田原	社会福祉法人章佑会 特別養護老人ホーム やすらぎの里・大田原	大田原市北大和久1-3
社会福祉法人清友会 養護老人ホーム 若草園	社会福祉法人章佑会 養護老人ホーム 若草園	大田原市若草1-1470-4

施設の所在地の変更

施 設 の 名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
医療法人社団友志会 石橋総合病院	下野市石橋628	下野市下古山1-15-4

人事委員会

○平成30（2018）年度栃木県職員（高校卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（高校卒業程度）採用試験並びに栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔栄養士〕の実施

平成30（2018）年度栃木県職員（高校卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（高校卒業程度）採用試験並びに栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔栄養士〕を次のとおり実施するので、職員の任用に関する規則（平成28年栃木県人事委員会規則第14号）第9条第1項の規定により公告する。

平成30（2018）年6月22日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

平成30（2018）年度栃木県職員（高校卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（高校卒業程度）採用試験並びに栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔栄養士〕を次のとおり行います。

1 職種、採用予定人員等

試験区分	職種	採用予定人員	主な勤務場所
高校卒業程度	行政	5名程度	知事部局・教育委員会事務局・企業局等の本庁各課、出先機関（県立学校を含む。）
	総合土木	5名程度	県土整備部各課、土木事務所、公園事務所、下水道管理事務所等
	警察行政※	6名程度	警察本部、警察署、運転免許センター、警察学校等
	小中学校事務※	4名程度	市町立小・中学校
資格・免許職	栄養士※	6名程度	市町立小・中学校

採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

受験の申込みは、いずれか一つの職種に限ります。また、申込受付後の職種の変更は認めません。

※ 「警察行政」については専ら警察本部等、「小中学校事務」及び「栄養士」については専ら市町立学校において、それぞれの業務に従事するものであり、知事部局への異動等他の任命権者との交流はありません。

2 受験資格

(1) 年齢・免許等

試験区分	職種	受験資格
高校卒業程度※	行政、総合土木、警察行政、小中学校事務	平成9（1997）年4月2日から平成13（2001）年4月1日までに生まれた者
資格・免許職	栄養士	昭和63（1988）年4月2日以降に生まれた者で、栄養士の免許取得者及び平成31（2019）年3月31日までに免許取得見込みの者

※ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成31（2019）年3月31日までに卒業見込みの者並びに人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認める者は受験できません。

(2) その他

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者（ただし、栄養士については、日本国籍を有しない者も受験できますが、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできません。また、就職が制限されている在留資格の者は受験できません。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 栃木県職員として（小中学校事務職員及び栄養士にあつては、栃木県教育委員会により）懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場 所	合 格 者 発 表 ※3
第 一 次 試 験	9月23日(日)	受 付 8:50～9:20 説 明 9:30～10:00 教養試験 10:00～12:00 専門試験 13:15～15:15 ※専門試験は、「総合土木」「栄養士」のみです。	宇都宮市元今泉8-2-1 栃木県立 宇都宮白楊高等学校	第1次合格者は、10月4日(木)(予定)に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、合格者に通知します。
第 二 次 試 験	作文試験・ 適性検査	10月15日(月) ※1	栃木県自治会館	最終合格者は、11月8日(木)(予定)に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、第2次試験受験者に合否を通知します。
	口 述 試 験	10月22日(月)～10月26日(金)のいずれか1日 ※2	県庁昭和館	

※1 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※2 具体的な日時等は、作文試験・適性検査日にお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>) 及びモバイル版ホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>) にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種 目	配 点	内 容 (出 題 分 野 等 は 別 表 参 照)
第 一 次 試 験	教 養 試 験	100点 〔総合土木、 栄養士は 50点〕	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を全職種に共通して行います(50題出題)。
	専 門 試 験 (総合土木、 栄養士のみ)	50点	各職種に応じた専門的知識及び能力について、択一式の筆記試験を行います。(40題出題。ただし、職種「総合土木」については、選択解答制(50題出題、40題選択解答)により試験を行います。)
第 二 次 試 験	作 文 試 験	50点	公務員として必要な表現力等について、記述式による試験を行います。(60分:800字程度)
	口 述 試 験	350点	主として人物について、個別面接試験を行います。(約30分)
	適 性 検 査	-	公務員として必要な素質及び適性を有するかについて検査します。
資 格 調 査	-	-	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

(備考)

最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。

ただし、第1次試験の合計得点、専門試験、作文試験及び口述試験の得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。従って、合計得点及び順位が上位であっても、不合格となる場合があります。

5 採用

最終合格者は、平成31(2019)年4月1日採用予定です。

栄養士の免許取得見込みの者は、受験資格に定める期日までに当該免許を取得できない場合は、採用されません。

6 給与

学歴及び経歴を考慮の上、初任給(給料)が決定されます。現行の職員の給与に関する条例等に基づく初任給の基準は次のとおりです。なお、官公庁、会社等に勤務した経験のある者は一定の基準により加算されます。

(平成30(2018)年4月1日現在)

区 分	本 給	主 として 関係する 職種
行政職給料表適用者	151,500円	事務系職種及び下記を除く技術系職種
医療職給料表(2)適用者	191,700円	栄養士(大学4卒)

このほか、扶養手当、地域手当(県内勤務の場合は3.45%)、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

7 受験手続

申込方法によって受付終了時刻が異なるので注意してください。

なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を連絡してください。

○ インターネット(電子申請)による場合

申 込 先	栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」のページを必ず最後まで読んでから申し込んでください。
申込方法	<p>(http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」(到達のお知らせ)が電子メールで送信されます。このメールが届かない時は、申込みがされていないので注意してください。 ・申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。(申請から3日以内(土・日・祝日は含まない。)) ・3日経過しても「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」のメールが届かない場合は、直ちに人事委員会事務局に電話で照会してください。 ・A4サイズの用紙に印刷後、手順に沿ってはがきサイズにし、写真を貼って署名の上、第1次試験当日に持参してください。 ・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコン等や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
受付期間	<p>8月6日(月)8時30分～8月22日(水)17時15分(受信有効)</p> <p>手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。</p>

○ 郵送による場合(上記インターネットによる申込みができない場合)

申 込 先	栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「受験案内・申込書」のページから様式をプリントアウトしてください。
申込方法	<p>(http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/annai.html)</p> <p>所定の申込書及び受験票に必要な事項を記入し、次のところまで郵送してください。</p> <p>栃木県人事委員会事務局 電話028-623-3313</p> <p>〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20(県庁南館1階)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A4サイズの用紙に印刷後、受験票を切り離して郵便はがき(62円)の裏面に貼り、表面

	<p>には送付先の住所及び氏名を明記してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込みの時には受験票に写真を貼らないでください。 ・受験票は申込書の封筒に同封し、封筒の表に「〇〇試験申込」（〇〇には受験する職種を記入）と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。 ・申込書及び受験票は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。（いわゆる「メール便」による申込みの場合には受付できません。） <p>なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法により申し込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書及び受験票を郵送後、10日以内に受験票が返送されない場合は、人事委員会事務局に電話で照会してください。 ・受験票が返送されたら写真を貼って、第1次試験当日に持参してください。
受付期間	8月6日（月）～8月22日（水）（消印有効）

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書（運転免許証、学生証等）を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においてください。電話、はがき等による開示請求はできません。（棄権者は開示請求できません。第1次試験において、教養試験を受験しても専門試験を受験しなかった場合は棄権したものとみなします。）

開示請求できる人	開 示 期 間	開示する内容	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	人事委員会事務局 （土・日・祝日を除く8：30～17：15）
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

〔別表〕

試験種目及び職種	出 題 分 野
教 養 試 験	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
専 門 試 験	総 合 土 木 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学・水理学・土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木設計、水循環、農業土木施工
	栄 養 士 社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営
作 文 試 験	平成29（2017）年度課題：私を成長させた出来事や経験について

※ 試験問題（教養試験及び専門試験）の一部例題を公表しています。例題の数は、教養試験が3題、専門試験が各3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ（県庁本館2階）において閲覧できます。

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30（2018）年6月22日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 栃木県救急医療情報システム役務提供業務
- (2) 業務内容 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結日から平成36(2024)年2月29日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額し、又は削除されたときに契約を変更し、又は解除することができる旨の特約を付す。

(4) 履行場所 県の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、通信、情報処理又はその他のサービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成30(2018)年8月10日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 本県の県税に未納がないことを証明できる者であること。
- (6) 平成25(2013)年4月1日から平成30(2018)年7月17日までの間において、都道府県又は政令指定都市の救急医療に関する基幹的な情報システムの開発業務を受託し、その完了実績を報告できる者であること。
- (7) 本入札に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県保健福祉部医療政策課医療体制整備担当
電話028-623-3157 FAX028-623-3056 E-mail:iry@pref.tochigi.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成30(2018)年6月22日から同年7月17日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
平成30(2018)年8月10日午前9時30分 栃木県庁舎研修館302研修室
- (4) 入札方法 1(1)の件名で1月当たりの金額で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札として行うものとする。
- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 免除
イ 契約保証金 納付。ただし、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第143条第2項の規定により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第144条第1号又は第3号に該当する場合であって、経営成績に特に問題がなく、かつ、契約完了実績が良好であると認められるときは、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
ア 競争入札参加資格の確認 入札者は、2に掲げる入札に参加する者に必要な資格を証明するために、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格の確認を受けな

ればならない。

(ア) 提出期限 平成30 (2018) 年 7 月 17 日 午後 5 時

(イ) 提出場所 3(1)の場所

(ウ) 提出方法 持参

イ 競争入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成30 (2018) 年 7 月 20 日までに通知する。

エ 入札者は、総合評価のための提案書を平成30 (2018) 年 8 月 2 日 午後 1 時までに 3(1)の場所に持参しなければならない。

オ 入札者は、提案書に基づき提案内容の説明を行わなければならない。

(5) 入札の無効 入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者決定基準

栃木県財務規則第154条の規定により設定された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、アからウまでに掲げる基準に従い、入札価格から算出した得点（以下「価格評価点」という。）と提案の内容により評価した得点（以下「性能評価点」という。）を合算した得点（以下「総合評価点」という。）の最も高い提案を最優秀提案として選定する。

なお、総合評価点が最も高い提案が複数あるときは、性能評価点が最も高いものを最優秀提案とする。総合評価点が最も高い提案が複数ある場合で、当該複数の提案に係る性能評価点が同点のときは、当該提案を行った入札参加者にくじを引かせ最優秀提案を選定する。

ア 総合評価点 総合評価点は、1,000点満点とし、そのうち400点を価格評価点に、600点を性能評価点にそれぞれ配分する。

イ 価格評価点 価格評価点は、入札価格に応じて、次のとおり算出する。

$$\text{価格評価点} = 400 \times \frac{\text{提案のうち最も低い入札価格（無効な入札を除く。）}}{\text{当該入札参加者の入札価格}}$$

ウ 性能評価点 性能評価点は、提案の内容を次の項目ごとに評価し、付与する。

(ア) システム共通要件 (75点)

(イ) 機能要件 (300点)

(ウ) 調達範囲 (30点)

(エ) 開発方針の要件 (30点)

(オ) 品質と信頼性 (75点)

(カ) 運用・保守要件 (60点)

(キ) 企業評価 (30点)

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Labor offer business concerning Tochigi Prefecture emergency medical information system

(2) Time and Date of bidding:

9:30a.m., August 10, 2018

(3) Information is available at:

Guidance and Aid Section

Medical Policy Division

Department of Health and Welfare Services

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-3157

(医療政策課)

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成30(2018)年6月22日

栃木県知事 福田 富一

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- ①携帯電話 1,300台 ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③借入 ④平成30(2018)年5月14日 ⑤KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿2-3-2 ⑥343,980円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧平成30(2018)年3月30日 ⑨最低価格
- ①県広報テレビ番組の制作及び放送業務委託 一式 ②栃木県県民生活部広報課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④平成30(2018)年4月2日 ⑤株式会社とちぎテレビ 栃木県宇都宮市昭和2-2-2 ⑥368,062,920円 ⑦随意契約 ⑧特例政令第11条第1項第1号
- ①県広報AMラジオ番組の制作及び放送業務委託 一式 ②栃木県県民生活部広報課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④平成30(2018)年4月1日 ⑤株式会社栃木放送 栃木県宇都宮市昭和2-2-5 ⑥30,611,520円 ⑦随意契約 ⑧特例政令第11条第1項第1号

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成30(2018)年6月22日

栃木県下水道管理事務所長 橋本 優

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油(JIS K 2205 1種1号)第3回目 購入見込数量222kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成30(2018)年5月24日 ⑤両毛丸善株式会社 栃木県足利市問屋町1535-12 ⑥76,572円(1ℓ単価) ⑦一般競争入札 ⑧平成30(2018)年1月16日 ⑨最低価格

(会計局会計管理課)